

労働者派遣法第 30 条の 4 第 1 項の規定に基づく労使協定

株式会社東海重工（以下、甲）のおよび労働者代表者（以下、乙）は、労働者派遣法第 30 条の 4 第 1 項の規定に関し、次の通り協定する。

第 1 条 対象となる派遣労働者の範囲

本協定は、期間を定めないで雇用される派遣労働者で、別表 1 に掲げる業務に従事する労働者（以下、対象労働者）に適用する。

2 対象労働者については、派遣先が変更される頻度が高いことから、中長期的なキャリア形成を行い所得の不安定化を防ぐ等のため、本労使協定の対象とする。

3 甲は、対象労働者について、一の労働契約の契約期間中に、特段の事情がない限り、本協定の適用を除外しないものとする。

第 2 条 賃金の構成

対象労働者の賃金は、基本給、時間外労働手当、深夜・休日労働手当、役職手当、住宅手当、家族手当、資格手当、調整手当、通勤手当および賞与とする。

第 3 条 賃金の決定方法

対象労働者の基本給等の比較対象となる「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」は、次の各号に掲げる条件を満たした別表 1 の「3」のとおりとする。

- (1) 比較対象となる同種の業務に従事する一般の労働者の職種は、令和 7 年 8 月 25 日付職発 0825 第 1 号「令和 8 年度の「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第 30 条の 4 第 1 項第 2 号イに定める「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」等について」（以下、通達）に定める「職業安定業務統計の求人賃金を基準値とした一般基本給・賞与等の額（時給換算）」（厚生労働省）の「08999 その他の施設機械設備操作・建設機械運転の職業」、「08901 ビル設備管理員」および「03401 一般事務員」とする。
- (2) 地域調整は、「08999 その他の施設機械設備操作・建設機械運転の職業」の主な派遣先が愛知県、岐阜県、三重県、長野県、群馬県、埼玉県、千葉県、栃木県、山梨県、神奈川県、静岡県、大阪府、京都府、兵庫県、滋賀県、岡山県、山口県、愛媛県、香川県、石川県、新潟県および富山県であることから、通達別添 3 に定める愛知県、岐阜県、三重県、長野県、群馬県、埼玉県、千葉県、栃木県、山梨県、神奈川県、静岡県、大阪府、京都府、兵庫県、滋賀県、岡山県、山口県、愛媛県、香川県、石川県、新潟県および富山県の指数のうち最も高い指数となる「神奈川県」の指数を使用するものとする。

「08901 ビル設備管理員」の地域調整は、主な派遣先が、大阪府、兵庫県、岐阜県および静岡県

であることから、通達別添 3 に定める大阪府、兵庫県、岐阜県および静岡県の数値のうち、最も高い数値となる「大阪府」の数値を使用するものとする。

「03401 一般事務員」の地域調整は、主な派遣先が、愛知県および千葉県であることから、通達別添 3 に定める「愛知県」の数値を使用するものとする。

- (3) 通勤手当については、基本給、賞与及び手当とは分離し、対象従業員の通勤手当の比較対象となる「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」は、通勤に要する実費に相当する額とする。
- (4) 退職手当の比較対象となる「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」については、通達の第 3 の 4 に定める合算により比較する方法とし、その額を別表 1 の「2」に定める額に 5% を乗じた額（1 円未満の端数切り上げ）とする。

第 4 条

対象労働者の基本給等の額は、次の各号に掲げる条件を満たすものとし、その額は別表 2 のとおりとする。

- (1) 別表 1 の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と同額以上であること。
- (2) 別表 2 の各等級の職務と別表 1 の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額との対応関係は次のとおりとすること。

職務等級	A ランク	B ランク	C ランク
職務レベル	5 年	3 年	0 年

- (3) 第 5 条及び第 6 条の手当以外の手当及び賞与については、直近の事業年度において協定対象者に支給された額の平均額を支給するものとして計算する。

2 前項（1）の同額以上であるか否かの比較は、対象労働者の基本給等の額に賞与相当額が含まれているものとして行うものとする。

3 会社は、第 7 条の規定による派遣労働者の勤務評価の結果、同じ職務の内容であったとしても、その経験の蓄積・能力の向上があると認められた対象労働者については、基本給の額の 1 ～ 3 % の範囲で基本給に上乘せし、基本給を見直す。また、より高い等級の職務を遂行する能力があると認められた対象労働者については、その能力に応じた派遣就業の機会を提示するように努めるものとする。

第 5 条

時間外労働手当、深夜・休日労働手当については、賃金規程第 18 条に従って支給する。

第 6 条

通勤手当については、別途定める賃金規程第 16 条に従って、通勤に要する実費に相当する額を

支給する。ただし、対象従業員の住居から勤務する場所までの通勤経路（一般に利用し得る最短の経路の長さによる）の距離が片道 2 km 未満の者には支給しない。

第 7 条 賃金の決定に当たっての評価

第 4 条に掲げる賃金等の決定の方法により対象労働者の賞与または基本給を決定するに当たっては、半期ごとあるいは 1 年間の勤務評価の結果に基づき、見直し検討する。

- 2 評価の方法は、派遣先から勤務態度や能力・スキル等をヒアリングした結果に基づき、評価者が、対象労働者の職務の内容、成果、意欲、能力又は経験等を公正に評価して第 4 条の第 3 項の昇給の範囲を決定する。

第 8 条 賃金以外の待遇

教育訓練（次条に定めるものを除く。）、福利厚生その他の賃金以外の待遇については、正社員と同一とする。

第 9 条 教育訓練

労働者派遣法第 30 条の 2 の規定に基づき当社が実施する段階的かつ体系的な教育訓練については、キャリアアップ教育訓練計画書に従って、着実に実施する。

第 10 条 その他

本協定に定めのない事項については、別途、労使で誠実に協議する。

第 11 条 有効期間

本協定の有効期間は、令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの 1 年間とする。

令和 8 年 3 月 31 日

別表 1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額

(基本給及び賞与等の関係)

			基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
			0 年	1 年	2 年	3 年	5 年	1 0 年	2 0 年
1	その他の 施設機械 設備操 作・建設 機械運転 の職業	通達に定め る職業安定 業務統計	1,193	1,358	1,453	1,489	1,594	1,702	2,116
2	地域調整	神奈川県 110.1	1,314	1,496	1,600	1,640	1,755	1,874	2,330
3	退職金（5%） 上乗せ後		1,380	1,571	1,680	1,722	1,843	1,968	2,447

			基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
			0 年	1 年	2 年	3 年	5 年	1 0 年	2 0 年
1	ビル設備 管理員	通達に定め る職業安定 業務統計	1,289	1,467	1,570	1,609	1,722	1,839	2,287
2	地域調整	大阪府 107.4	1,385	1,576	1,687	1,729	1,850	1,976	2,457
3	退職金（5%） 上乗せ後		1,455	1,655	1,772	1,816	1,943	2,075	2,580

			基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
			0 年	1 年	2 年	3 年	5 年	1 0 年	2 0 年
1	一般 事務員	通達に定め る職業安定 業務統計	1,122	1,277	1,367	1,400	1,499	1,601	1,990
2	地域調整	愛知県 104.4	1,172	1,334	1,428	1,462	1,565	1,672	2,078
3	退職金（5%） 上乗せ後		1,231	1,401	1,500	1,536	1,644	1,756	2,182

別表 2 対象労働者の基本給、賞与及び手当の額

その他の施設機械設備操作・建設機械運転の職業

等級	職務の内容	基本給額	賞与額	手当額	合計額	対応する一般の労働者の平均的な賃金の額	対応する一般の労働者の能力・経験
A ランク	担当業務・部署内業務の責任者の立場で部下への指示・職務遂行ができる。	1,875	365	0	2,240	1,843	5 年
B ランク	派遣先の指示のもと、ある程度難易度の高い作業の遂行ができる。	1,722	0	0	1,722	1,722	3 年
C ランク	派遣先の指示のもと与えられた簡易的な作業・機械操作の遂行ができる。	1,500	0	0	1,500	1,380	0 年

(備考)

- ・同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と比較するに当たっては、月給を月の平均所定労働時間数で除して時給換算した額により比較するものとする。
- ・同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と比較するに当たっては、令和 7 年度に対象労働者に対して支給された賞与額の合計額を、当該事業年度における当該労働者の所定内労働時間の合計時間数で除した額により比較するものとする。
- ・手当額には、役職手当、住宅手当、家族手当、調整手当および資格手当が含まれ、直近の事業年度において協定対象派遣労働者に支給された額の平均額により算出するものとする。

別表 2 対象労働者の基本給、賞与及び手当の額

ビル設備管理員

等級	職務の内容	基本給 額	賞与額	手当額	合計額	対応する 一般の労働者の平均的な賃 金の額	対応する 一般の労働者の能力・経験
A ランク	担当業務・部署内業務 の責任者の立場で部 下への指示・遂行能力 がある。	2,029	263	0	2,292	1,943	5 年
B ランク	派遣先の指示のもと、 ある程度難易度の高い作業の遂行ができる。	1,668	217	0	1,886	1,816	3 年
C ランク	派遣先の指示のもと 与えられた簡易的な 作業が遂行できる。	1,506	210	0	1,668	1,455	0 年

≧

(備考)

- ・同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と比較するに当たっては、月給を月の平均所定労働時間数で除して時給換算した額により比較するものとする。
- ・同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と比較するに当たっては、令和 7 年度に対象労働者に対して支給された賞与額の合計額を、当該事業年度の当該労働者の所定内労働時間の合計時間数で除した額により比較するものとする。
- ・手当額には、役職手当、住宅手当、家族手当、調整手当および資格手当が含まれ、直近の事業年度において協定対象派遣労働者に支給された額の平均額により算出するものとする。

別表 2 対象労働者の基本給、賞与及び手当の額

一般事務員

等級	職務の内容	基本給額	賞与額	手当額	合計額		対応する一般の労働者の平均的な賃金の額	対応する一般の労働者の能力・経験
A ランク	担当業務・部署内業務の責任者の立場で経理・労務管理能力がある。	1,644	0	0	1,644	≧	1,644	5 年
B ランク	派遣先の指示のもと、ある程度難易度の高い事務作業の遂行ができる。	1,610	0	0	1,610		1,536	3 年
C ランク	派遣先の指示のもと与えられた簡易的な事務作業が遂行できる。	1,500	0	0	1,500		1,231	0 年

(備考)

- ・同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と比較するに当たっては、月給を月の平均所定労働時間数で除して時給換算した額により比較するものとする。
- ・同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と比較するに当たっては、令和 7 年度に対象労働者に対して支給された賞与額の合計額を、当該事業年度の当該労働者の所定内労働時間の合計時間数で除した額により比較するものとする。
- ・手当額には、役職手当、住宅手当、家族手当、調整手当および資格手当が含まれ、直近の事業年度において協定対象派遣労働者に支給された額の平均額により算出するものとする。